

不法投棄・不適正処理の 現状について

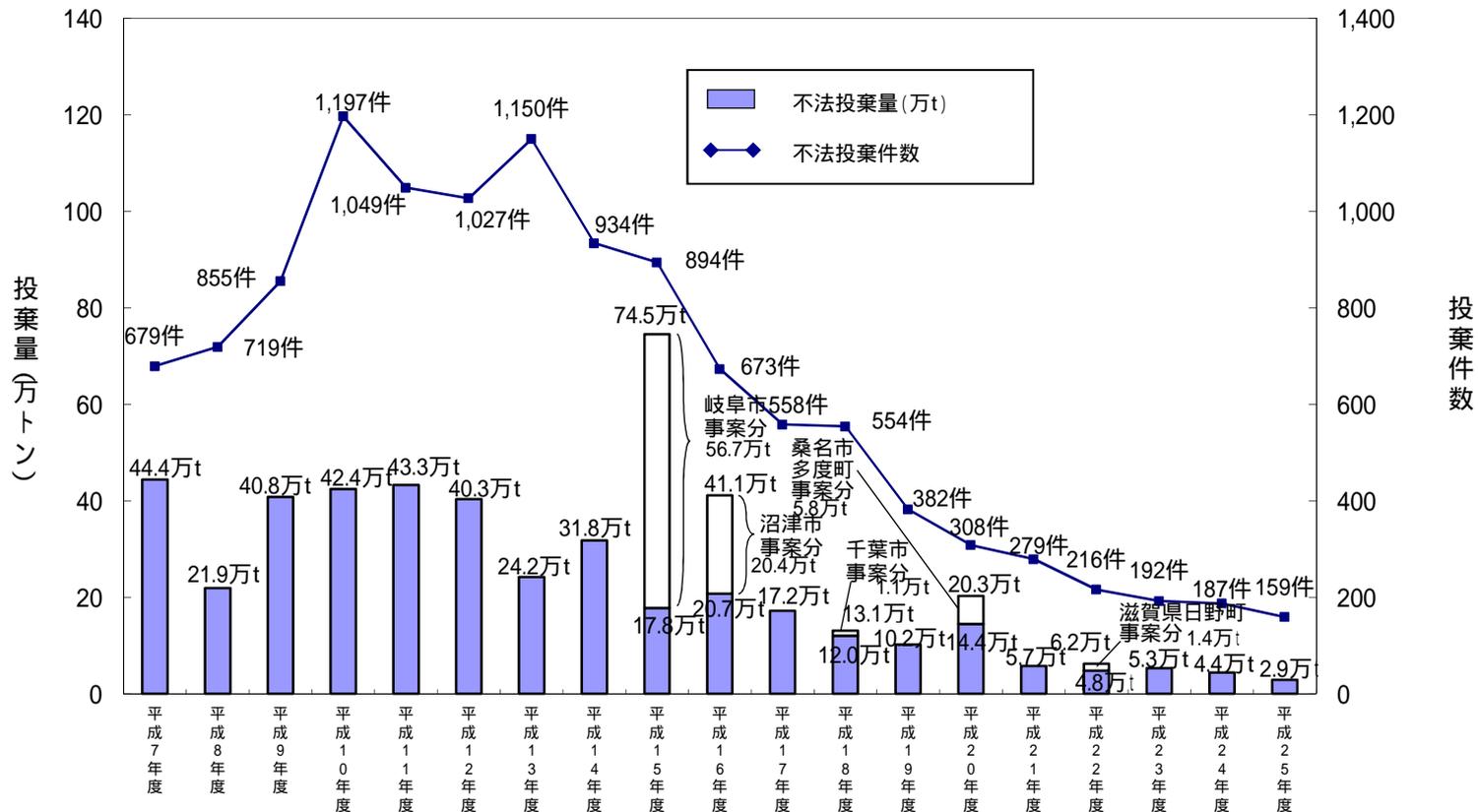
環境省廃棄物・リサイクル対策部

目次

1. 不法投棄等の現状と対策
2. 基金制度について
3. 基金への出えんと活用状況等

1. 不法投棄等の現状 と対策

不法投棄件数及び投棄量の推移 (新規判明事案)



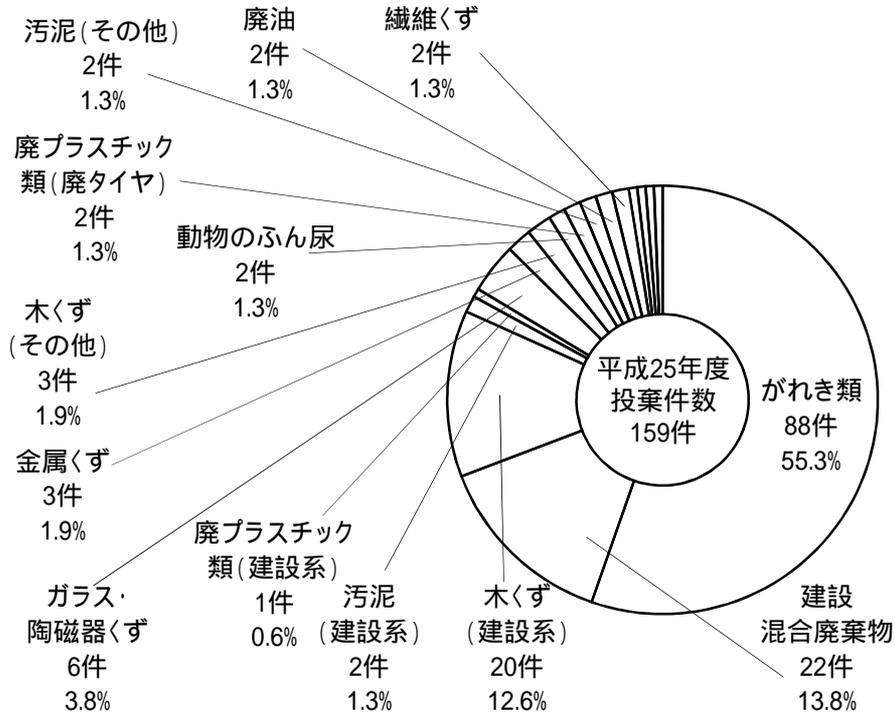
注)

- 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
- 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

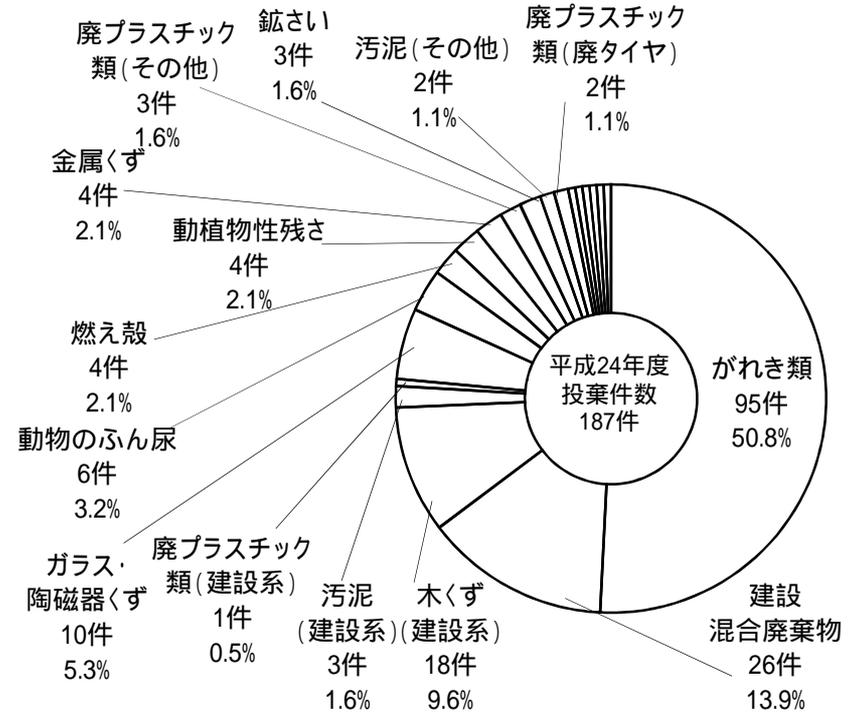
量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄廃棄物の種類 (新規判明事案)

投棄件数



平成25年度

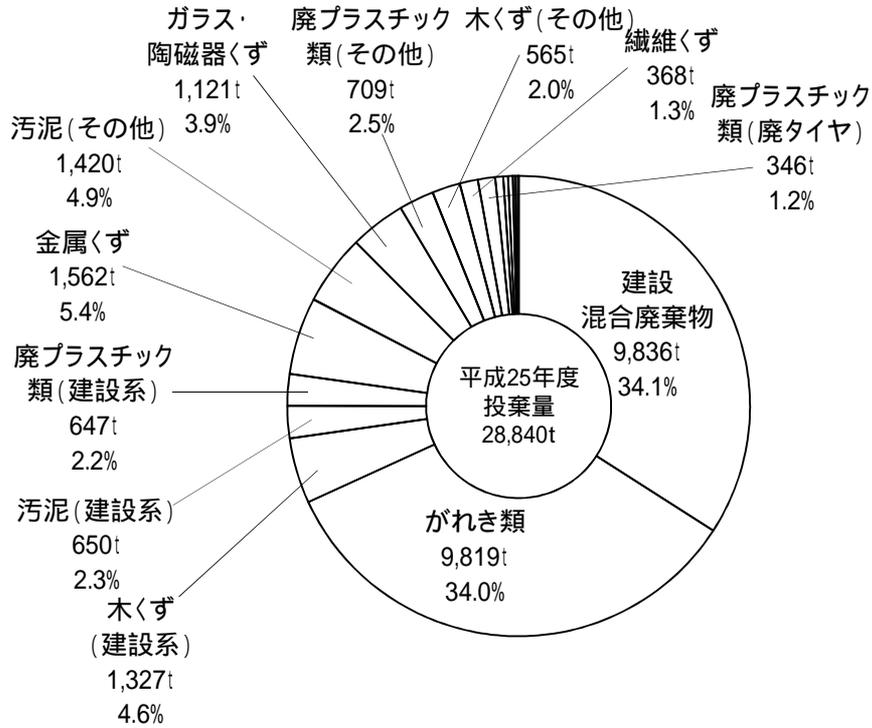


平成24年度

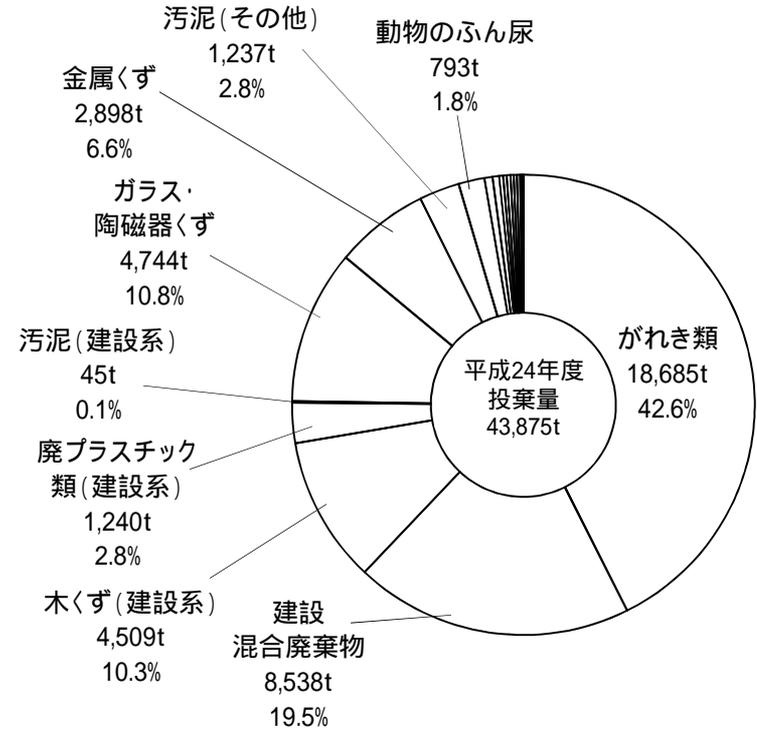
割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄廃棄物の種類 (新規判明事案)

投棄量



平成25年度

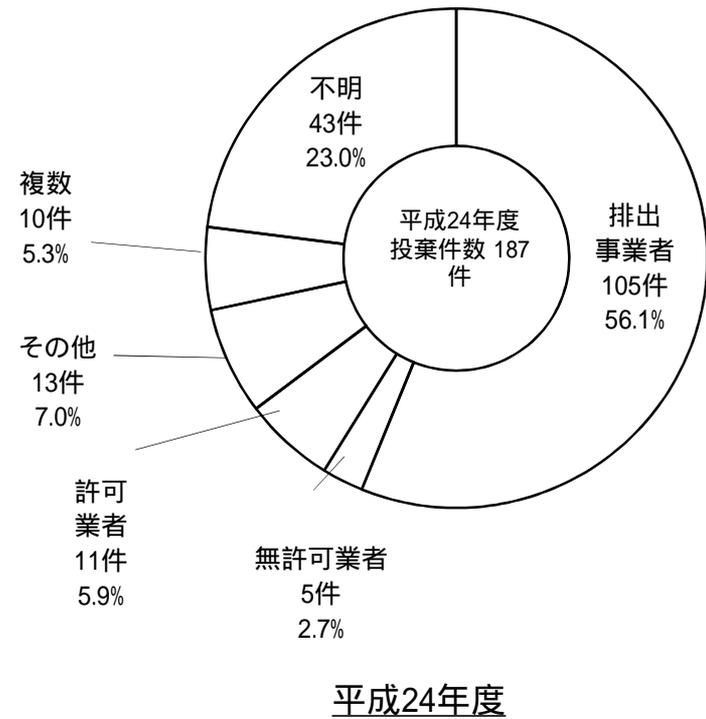
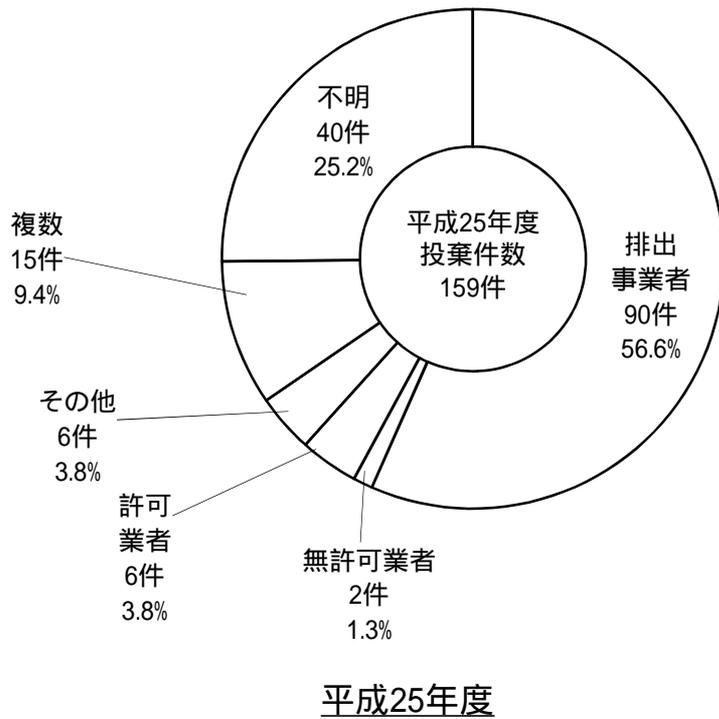


平成24年度

量及び割合については、は四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄実行者の内訳 (新規判明事案)

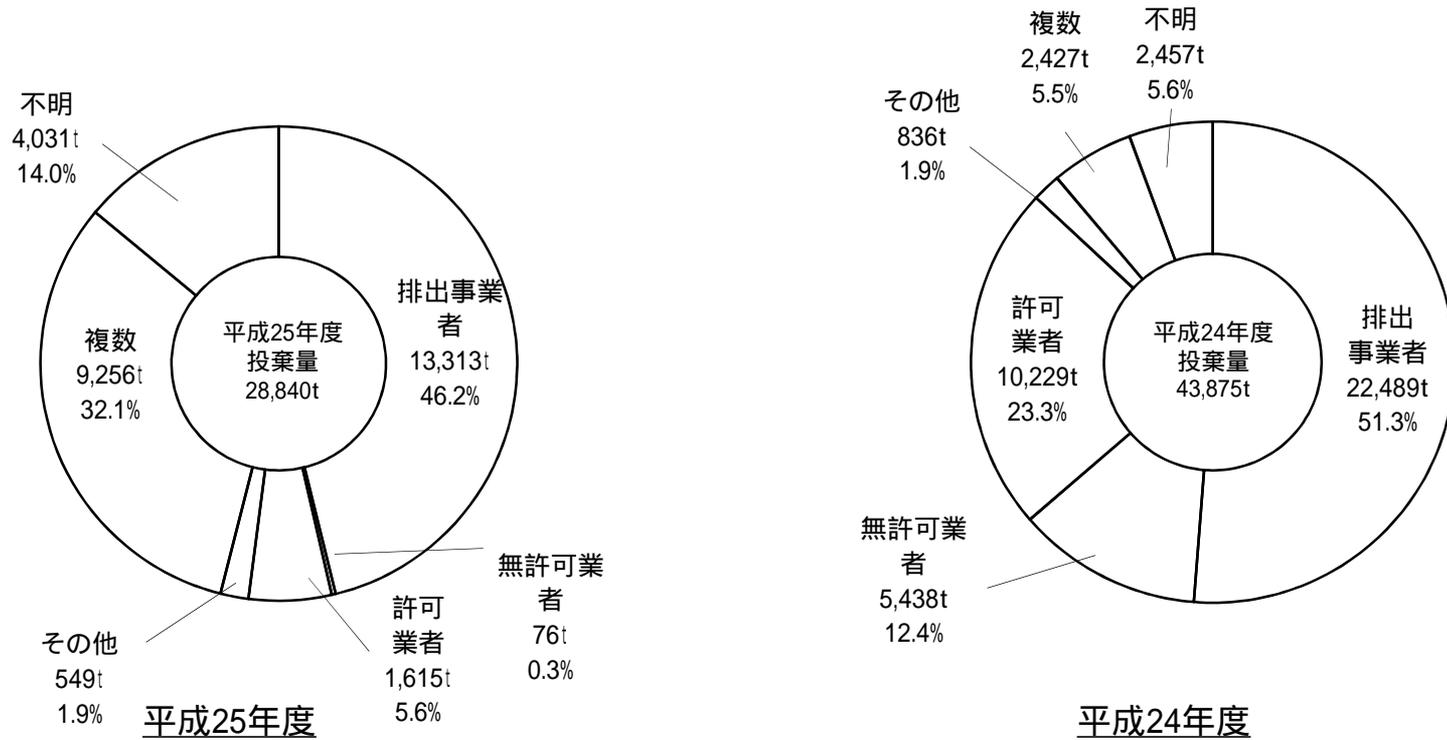
投棄件数



割合については、は四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

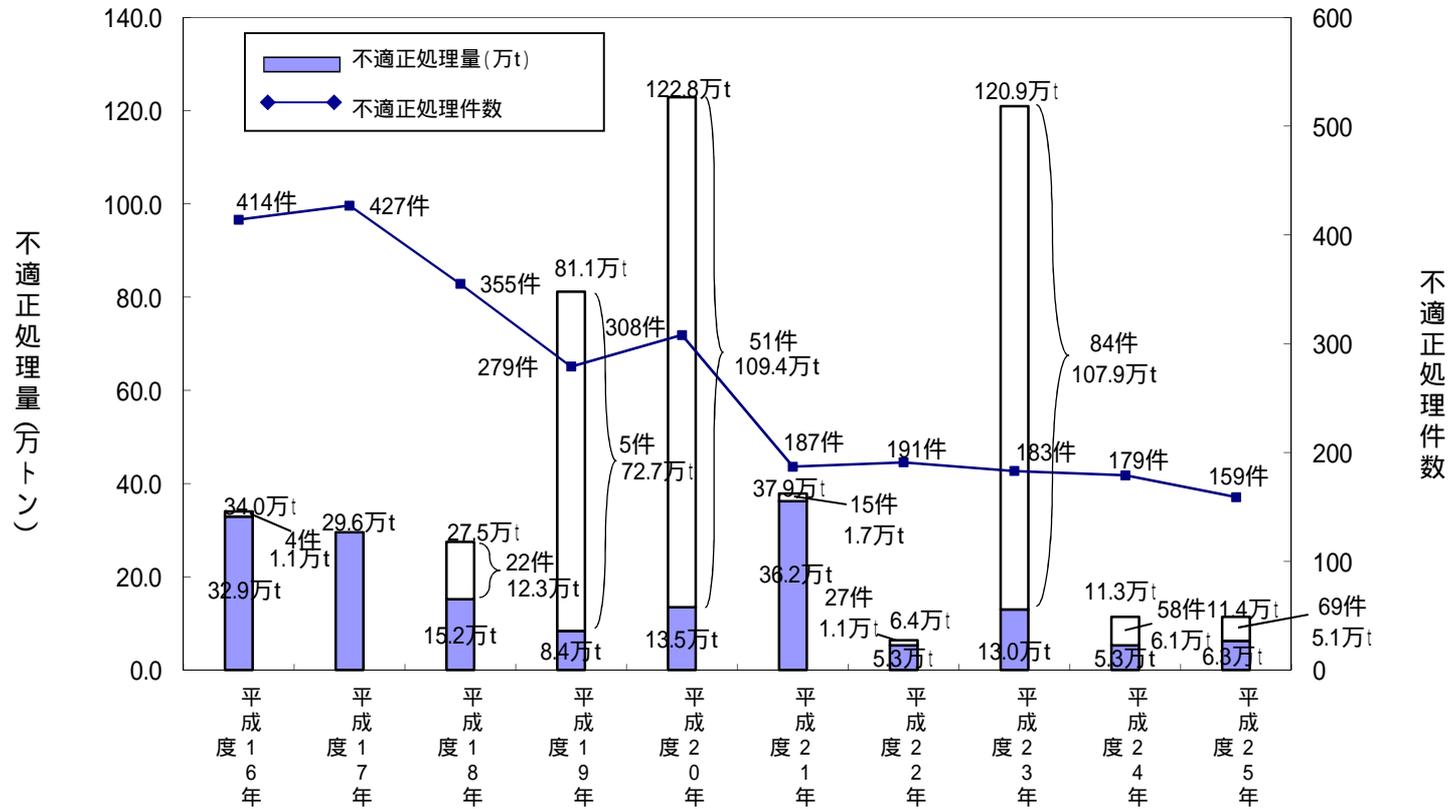
不法投棄実行者の内訳 (新規判明事案)

投棄量



量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理件数及び処理量の推移 (新規判明事案)



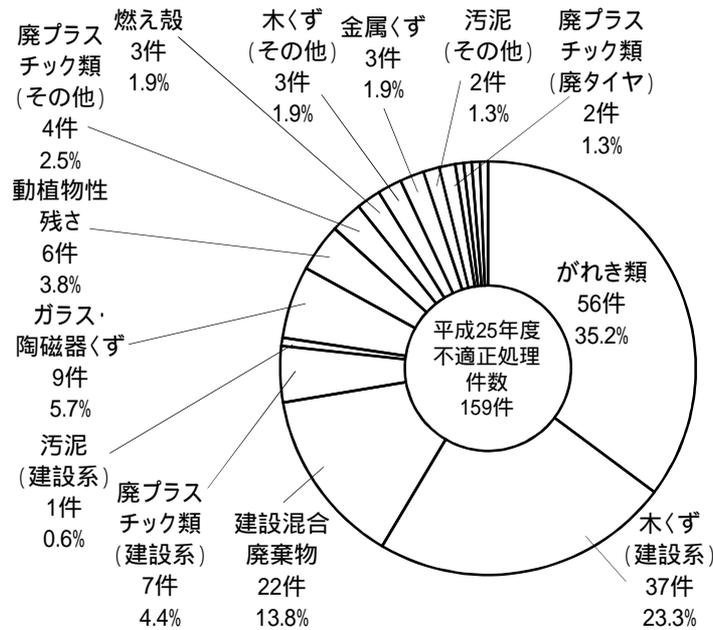
注)

- 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
- 上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの、なお、平成23年度以降は不適正処理の開始年度が不明なものを含む(以下、「報告漏れ等」という。)
- 平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万tを含む。
平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万t等を含む。
平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万t等を含む。
平成23年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等を含む。
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

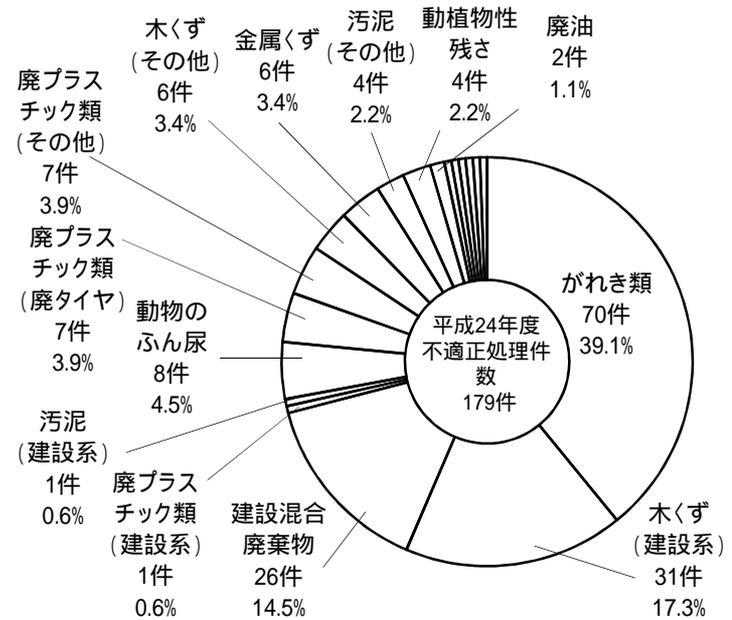
量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理廃棄物の種類 (新規判明事案)

不適正処理件数



平成25年度

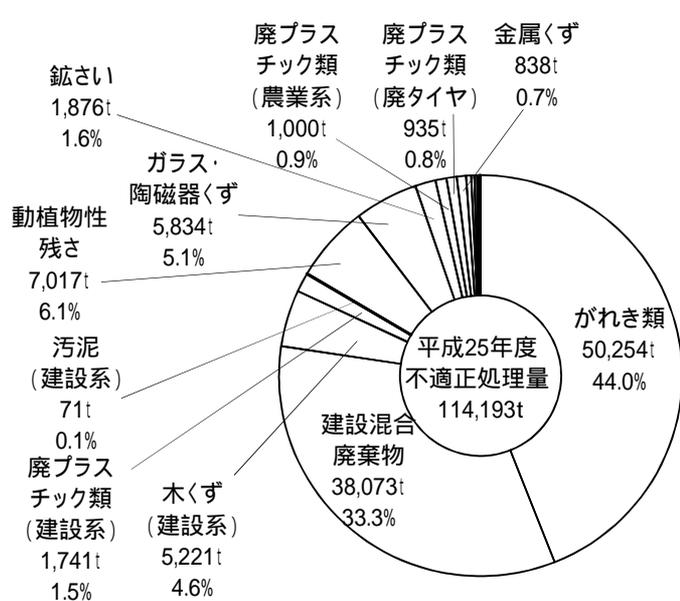


平成24年度

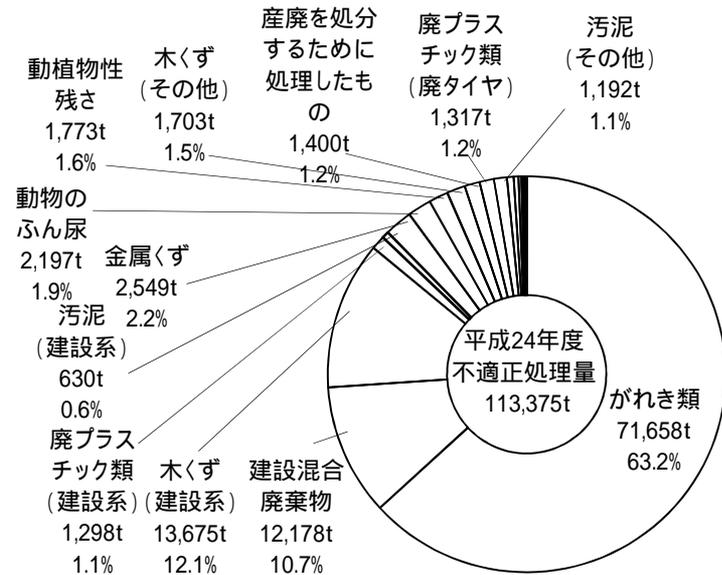
量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理廃棄物の種類 (新規判明事案)

不適正処理量



平成25年度

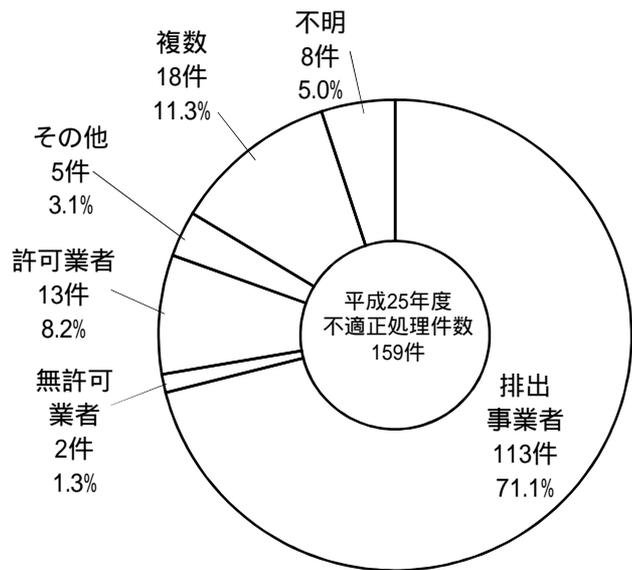


平成24年度

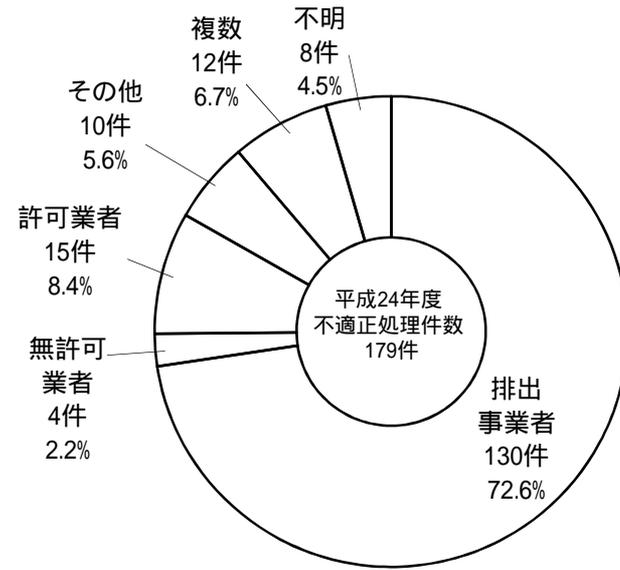
量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理実行者の内訳 (新規判明事案)

不適正処理件数



平成25年度

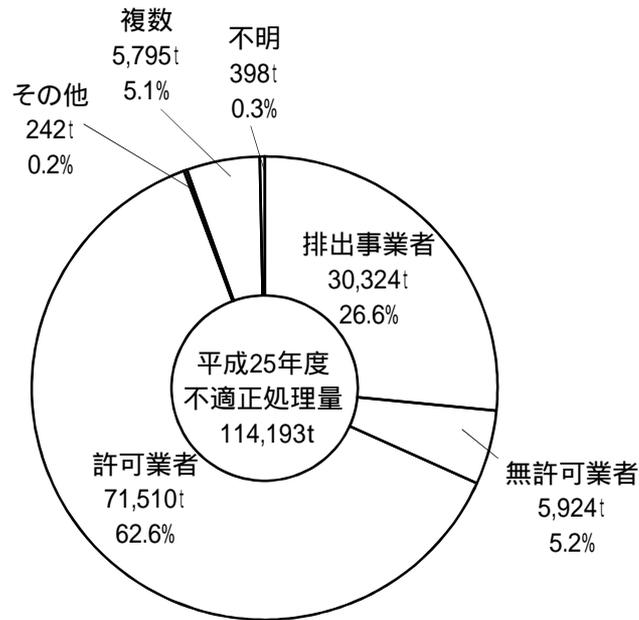


平成24年度

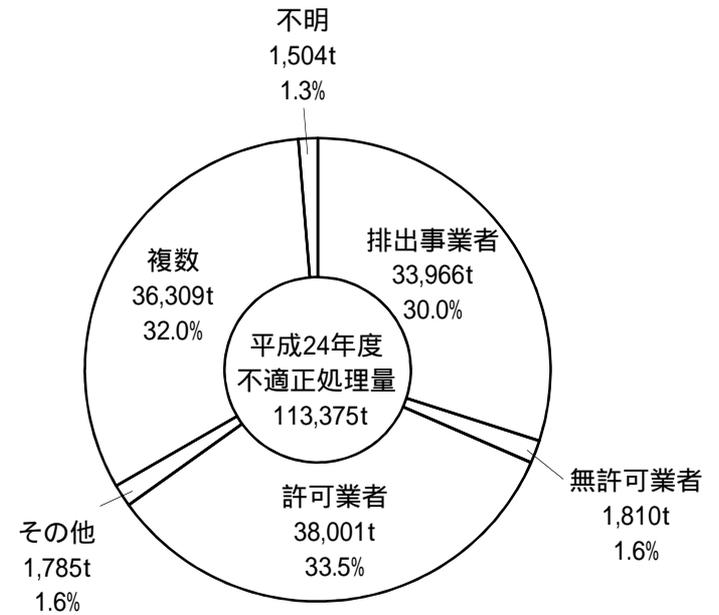
量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理実行者の内訳 (新規判明事案)

不適正処理量



平成25年度

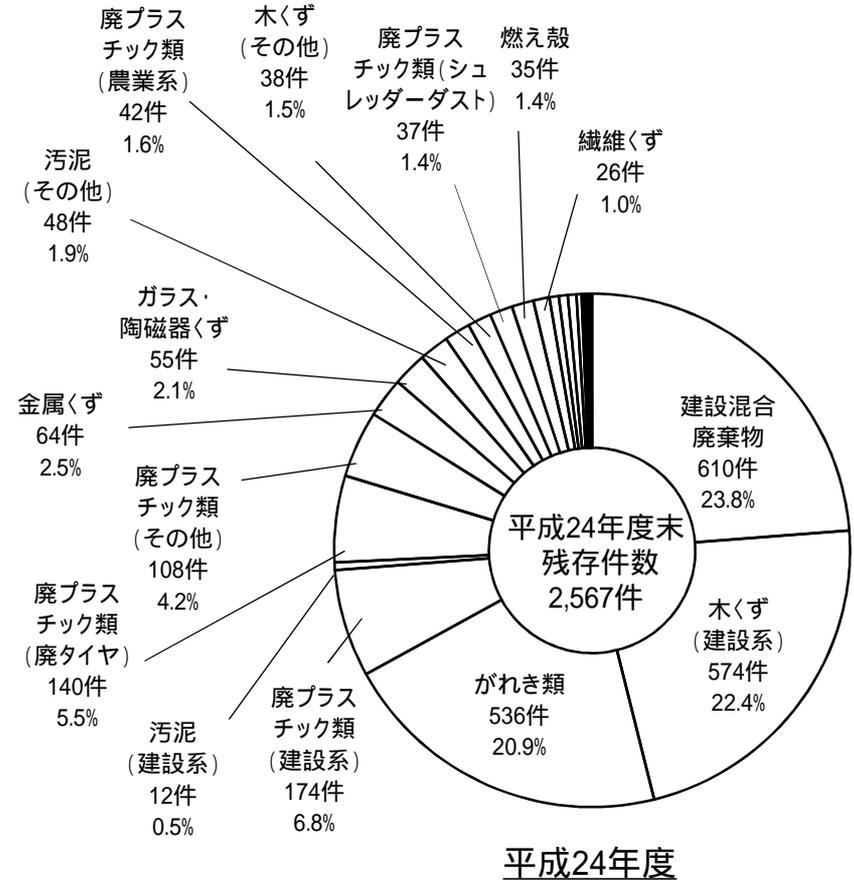
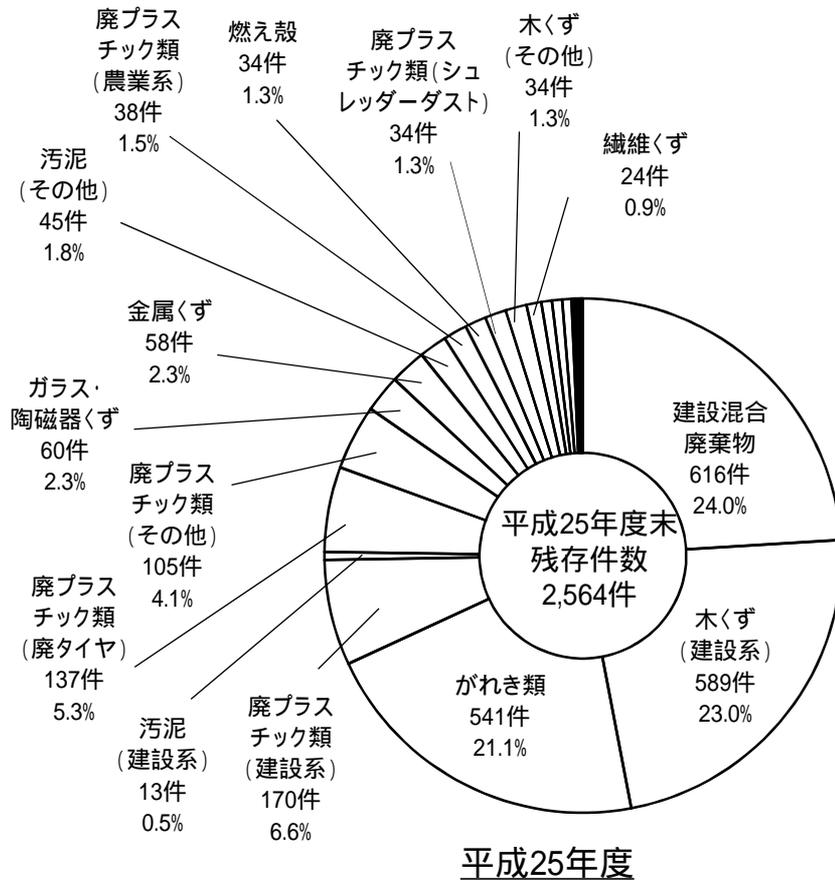


平成24年度

量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等された廃棄物の種類(残存事案)

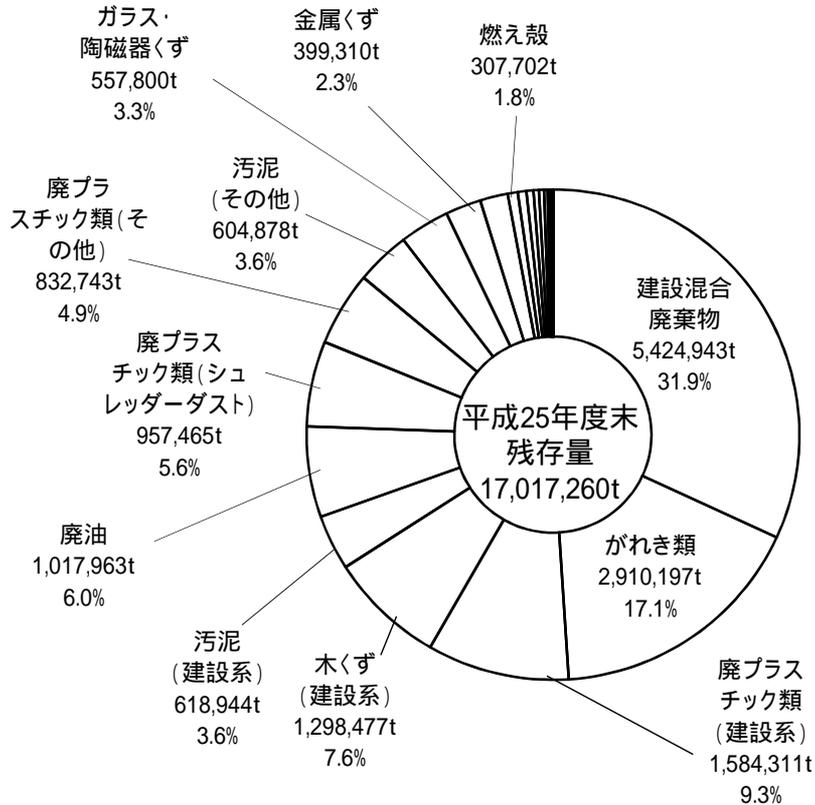
残存件数



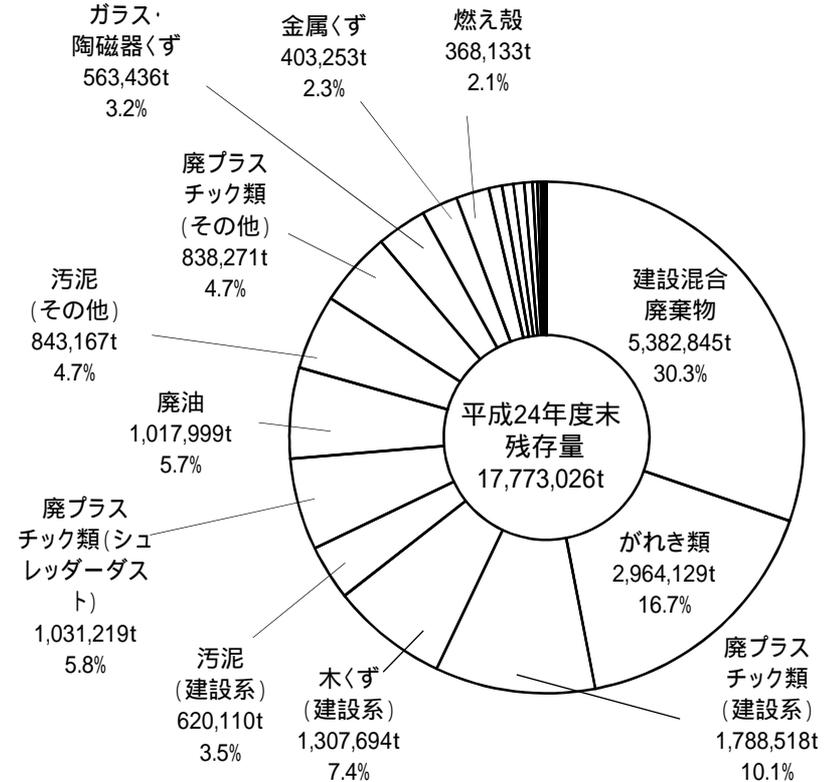
量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等された廃棄物の種類(残存事案)

残存量



平成25年度



平成24年度

量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

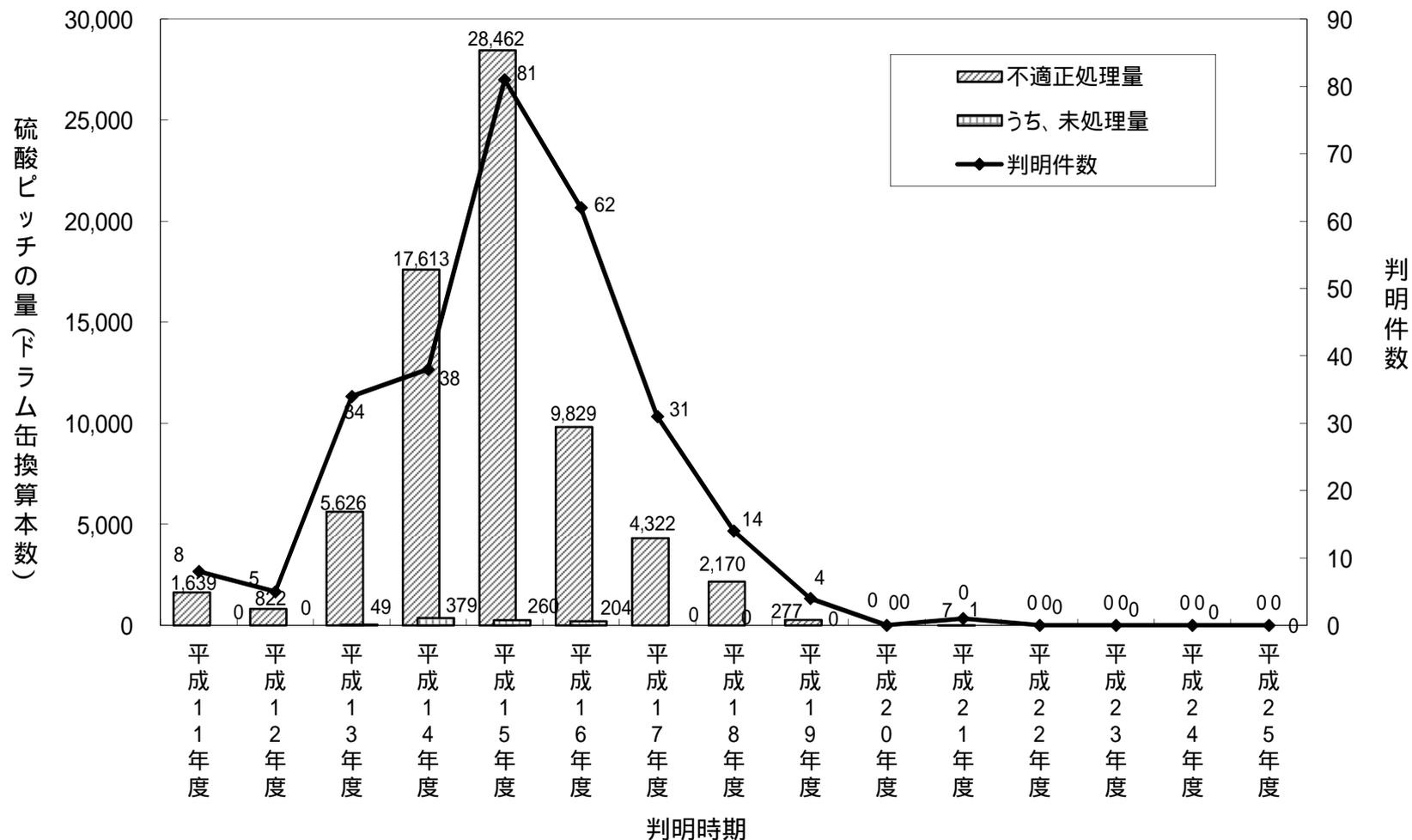
不法投棄等事案の支障等の状況および都道府県等の対応方針 (残存事案・平成25年度末時点)

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	9	0.4%	2,075,070	12.2%
支障除去措置	9	0.4%	2,075,070	12.2%
現に支障のおそれがある	101	3.9%	6,668,583	39.2%
支障のおそれの防止措置(一部着手を含む)	23	0.9%	4,012,643	23.6%
周辺環境モニタリング	22	0.9%	1,914,079	11.2%
撤去指導、定期的な立入検査 等	56	2.2%	741,861	4.4%
現時点では支障等はない	2,415	94.2%	7,705,791	45.3%
改善指導、定期的な立入検査、監視 等	799	31.2%	2,728,098	16.0%
特段の対応なし	1,616	63.0%	4,977,694	29.3%
支障等調査中	39	1.5%	567,815	3.3%
支障を明確にするための確認調査	33	1.3%	344,765	2.0%
その他(継続的な立入調査)	6	0.2%	223,050	1.3%
計	2,564	100.0%	17,017,260	100.0%

平成24年度末時点における不法投棄等の残存件数は2,567件、1,777万tであった。

量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

硫酸ピッチの不適正処理件数及び不適正処理量



量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

産業廃棄物処理の構造改革(1)

廃棄物処理法大改正(平成9,12年)に基づく構造改革

排出事業者責任の徹底

- ・ マニフェスト制度の強化
- ・ 措置命令の拡充(対象者の拡大)等

不適正処理対策

- ・ 廃棄物処理施設設置手続の強化・透明化
- ・ 処理業者・施設の設置許可要件の強化
- ・ 欠格要件の強化
- ・ 罰則強化(懲役5年以下、罰金1千万円・法人1億円以下)
- ・ 基金の創設 等

産業廃棄物処理の構造改革(2)

平成15年, 16年, 17年の法改正に基づく構造改革

不法投棄等の未然防止等の措置

- 都道府県等の調査権限の拡充
- 国の関係都道府県等への指示権限の創設
- 不法投棄の未遂罪、目的罪の創設
- 特に悪質な業者の許可の取消の義務化
- 硫酸ピッチの不適正処理の禁止
- マニフェスト虚偽記載等の罰則強化 等

地方環境事務所の設置(平成17年10月1日)

産業廃棄物処理の構造改革(3)

平成22年の法改正により構造改革をさらに充実

排出事業者による適正処理を確保するための対策の強化等

- ・ 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設
- ・ 建設工事に伴って生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
- ・ 不法投棄等廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報を努力義務化
- ・ 措置命令の対象となる行為の拡大
(不適正な保管、収集、運搬も対象に)
- ・ 従業員等が不法投棄等を行った場合の当該従業員等の事業主たる法人に科される量刑を3億円以下の罰金に引上げ

廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ・ 廃棄物処理施設の設置者に対する都道府県知事等による当該施設の5年ごとの定期検査の義務づけ 等

廃棄物処理業の優良化の推進 等

都道府県等の取組の充実

監視パトロールの強化

- ・ 監視担当職員の増員
- ・ 運送業者、郵便局、地域住民なども監視に参画
- ・ 空や海上からの監視活動も実施
- ・ 運搬車両の路上一斉検査(関東地区一斉等広域的にも実施)
- ・ 民間警備会社への休日・夜間監視委託

早期対応と行政処分の徹底

- ・ 対応能力の向上のための研修会への参加
- ・ ブロック会議による広域的事業への対応と情報交換

警察との連携による取締強化

- ・ 警察官の環境行政分野への出向等
 - ・ 情報交換会議の開催
- 廃棄物事犯の検挙事件数 (H14: 2,467件 H24: 5,655件)

地方環境事務所の取組

(地域における迅速かつきめ細やかな対応)

・平成26年度定員：859名

うち、廃棄物・リサイクル担当：72名

監視パトロールの実施

(例) 不法投棄監視合同スカイパトロール(東北地方環境事務所)

港内関係機関合同パトロール(近畿地方環境事務所)

都道府県等職員に対する研修会の開催

- ・行政代執行に係る手続について
- ・行政処分の指針について
- ・個別事例報告

地方環境事務所の取組

(地域における迅速かつきめ細やかな対応)

ブロック会議による広域的事案への対応と情報交換

・不法投棄等の未然防止等対策に係る連携協議等

(例) 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会 (関東地方環境事務所)

環境省不法投棄ホットライン(住民通報システム)への

通報事案に対する迅速な対応 [本省受付 地方環境事務所が現地等対応]

・住民からの苦情・相談に関し、関係自治体へ情報提供等

都道府県等の現場立入の際の同行

地域住民向けの未然防止対策等に係る普及啓発

(例) 「不法投棄撲滅キャンペーン」

産業廃棄物適正処理推進センター ((公財) 産業廃棄物処理事業振興財団) の取組

未然防止・拡大防止策の検討と都道府県等への普及、取組促進

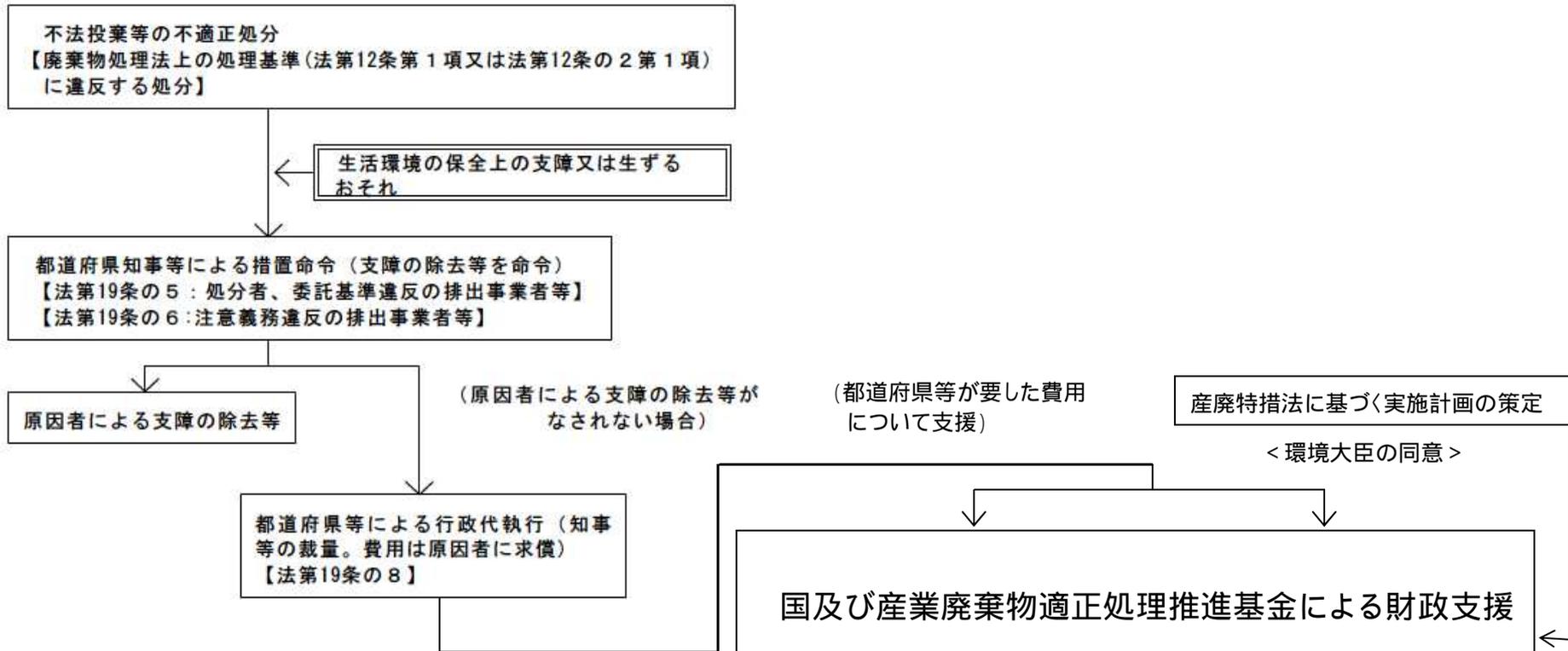
- ・支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル作成(平成18年度)
(不法投棄等事案への初期対応や事前調査、支障を除去する対策工設計のための現場調査を対象にマニュアル化)
- ・不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術の発行(平成22年度)
(原状回復支援事業技術検討委員会(平成15～20年度)の委員を中心に不法投棄等の支障除去等のための対策と技術についてとりまとめた)
- ・建設廃棄物現場管理者講習会の開催(平成23年度)
(不法投棄等の未然防止のため、排出事業者である小規模な建設業者等への啓発教育を実施)

支出計画性の向上施策の取組状況

- ・事案審査体制
(原則、上期・下期各1回の申請受付とする。上期:6月末～7月末、下期:9月末～10月末)
- ・基金支出決定計画の策定
(各年度における基金残高及びその年度の出えん見込額を踏まえて、計画的に支出する)

2. 基金制度について

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等は、原因者により行われるのが原則。

都道府県等が行政代執行した場合、費用は原因者に求償。

原因者に資力がない場合には、産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援があるが、原因者からの弁償分は基金へ返還。

【H10.6.17以降の不法投棄等】
廃棄物処理法に基づく支援
補助率: 7 / 10

【H10.6.16以前の不法投棄等】
産廃特措法に基づく支援
・ 国庫補助(平成17年度以前大臣同意分)
・ 地方債の起債特例
起債充当率 90%
交付税算入率 50%

産業廃棄物の不法投棄等による 支障除去等事業への支援措置

産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

〔廃棄物処理法第13条の13〕

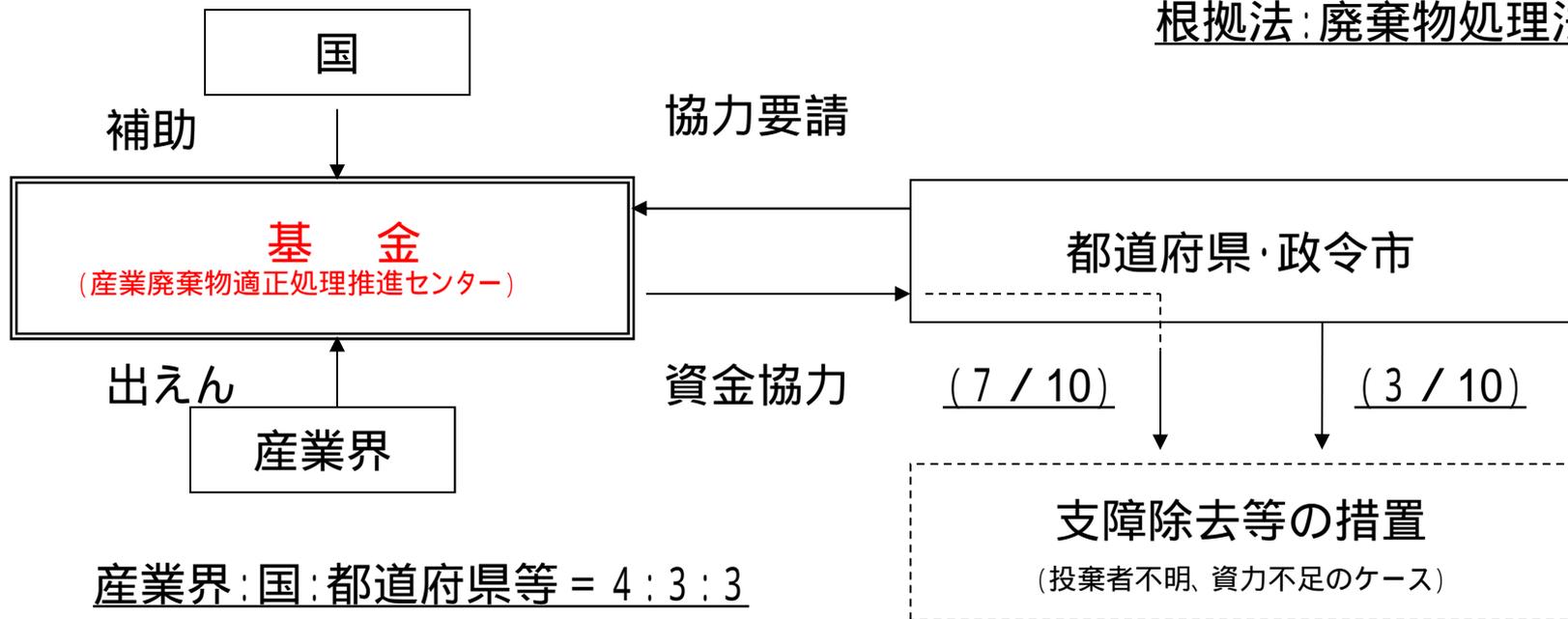
適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(中略)

五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

不法投棄等事案に対する財政支援 (平成10年6月17日以降の事案)

根拠法: 廃棄物処理法



〔廃棄物処理法第13条の15〕

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

- 2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

産業廃棄物適正処理推進基金の目的

平成10年6月17日以降に不法投棄等され、生活環境保全上の支障の除去等が必要な事案に係る行政代執行に対する支援。

(平成10年6月16日以前のものについては、産廃特措法に基づき別途支援を実施)

行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止。

3. 基金への出えんと活用状況等

基金への出えん状況

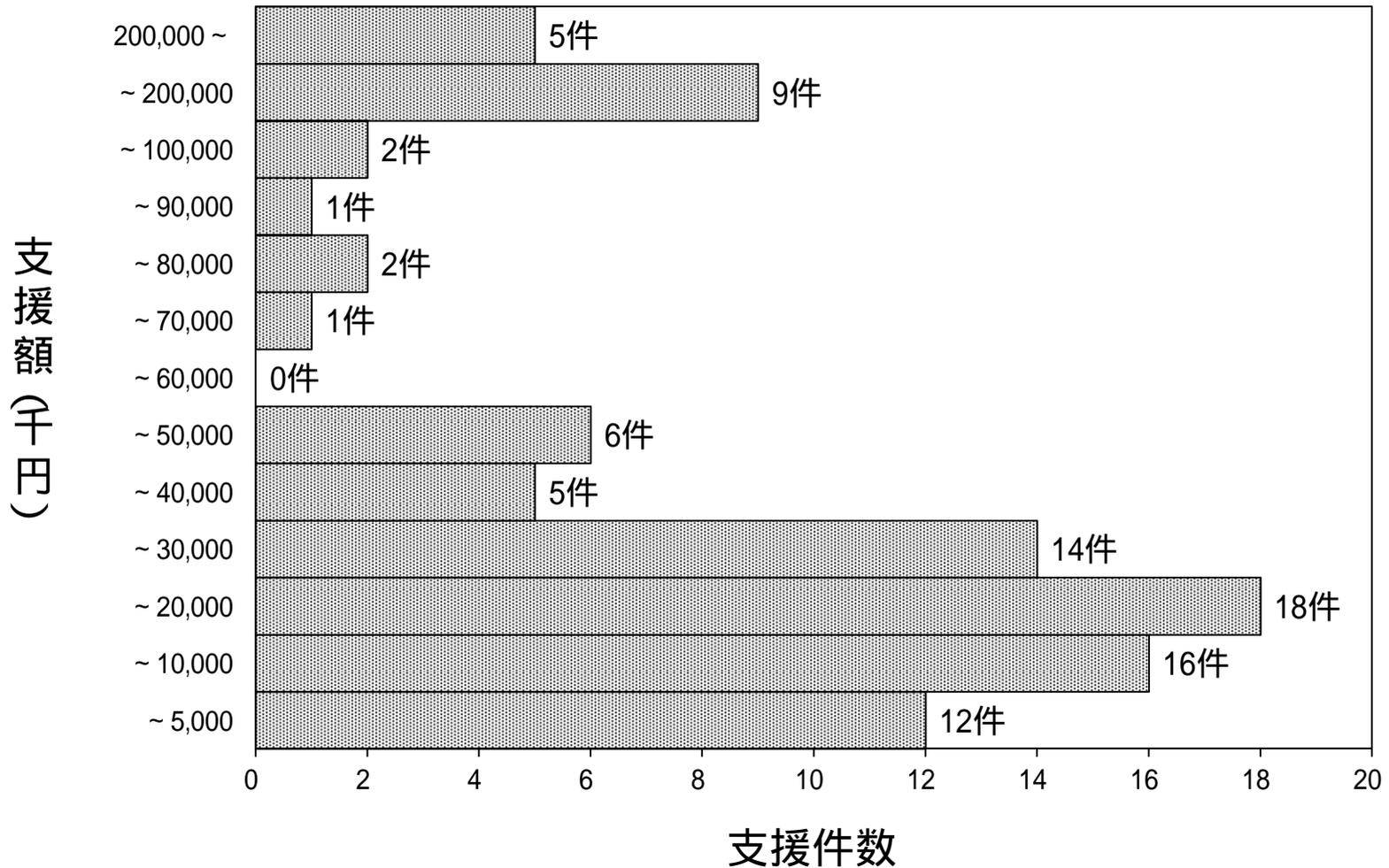
(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
	造成額																
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	2,760
民間の出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	3,533
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	2,459
経団連	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	655
産廃処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	394
医師会・四病協	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	25
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	6,293

四捨五入の関係で端数が合わない場合があります。

基金の活用状況(支援額別の支援件数)



基金の活用状況(種類別)

(平成26年3月31日現在)

単位:千円

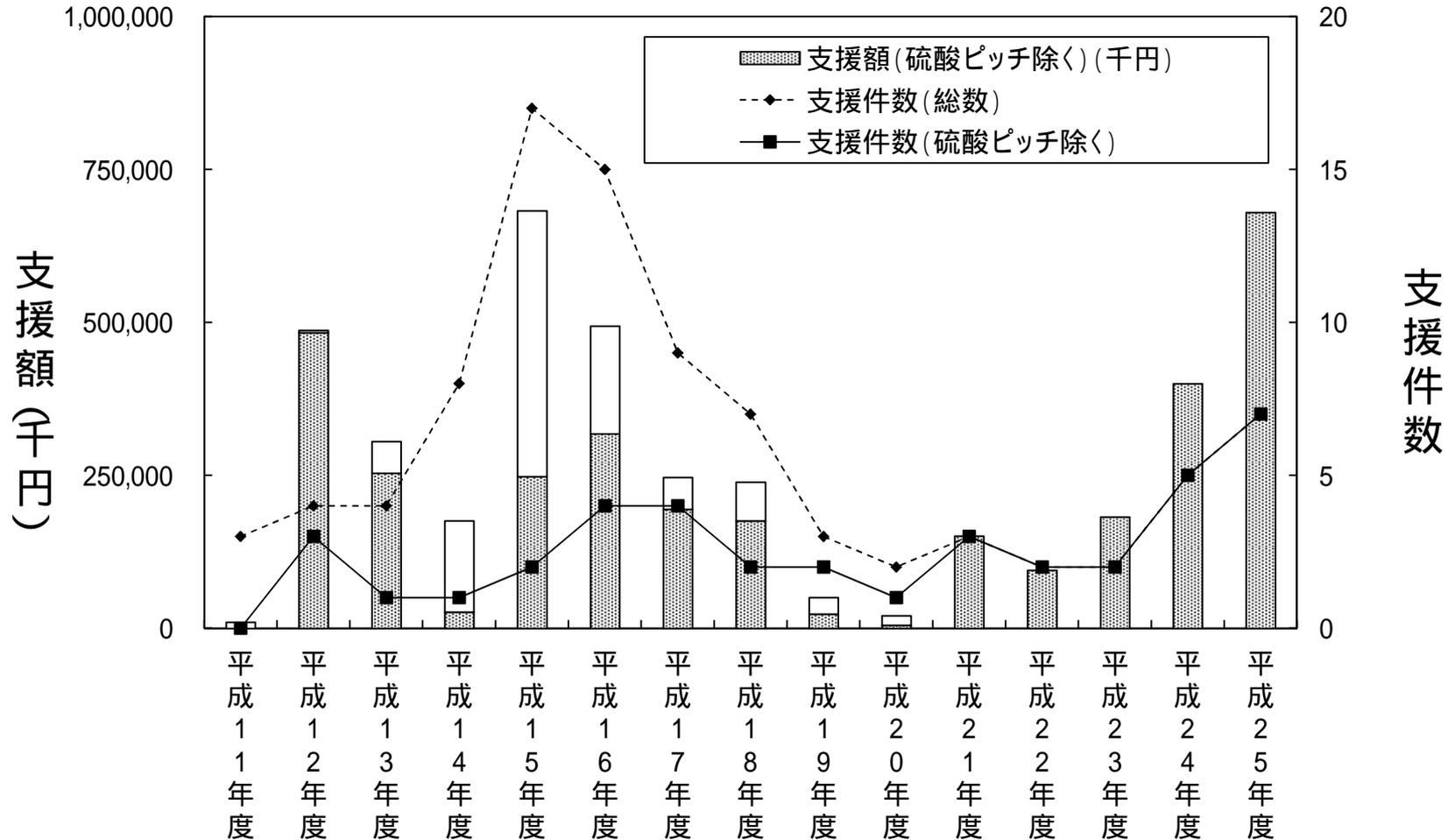
廃棄物の種類	件数	支援額	支援額割合
硫酸ピッチ等	52件	983,688	23.3%
廃プラ等	4件	682,151	16.2%
廃油等	5件	230,311	5.5%
木くず	2件	231,032	5.5%
がれき等	1件	90,300	2.1%
シュレッダーダスト等	1件	15,159	0.4%
廃自動車ガラ	2件	169,885	4.0%
混合廃棄物	24件	1,815,142	43.0%
合計	91件	4,217,668	100.0%

基金の活用状況(年度別)

(平成26年3月31日現在)

事業年度	運営協議会開催回数	支援先	廃棄物種類	支援件数	支援額(千円)
H11～15	21回	兵庫県、大阪府、和歌山県、京都府、滋賀県、長野県、静岡県、石川県 山梨県、三重県、高知県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市 福岡市、愛媛県、神戸市、川崎市、福岡県、埼玉県、松山市	硫酸ピッチ等 がれき等 廃プラ等 混合廃棄物 廃油	29件 1件 3件 2件 1件	1,660,438
H16	5回	埼玉県、千葉県、山形県、横浜市、姫路市、徳島県、岡崎市、兵庫県 鳥取県、岩手県、北海道	硫酸ピッチ等 廃油 木くず 廃自動車ガラ 混合廃棄物	11件 1件 1件 1件 1件	494,073
H17	4回	千葉県、青森県、愛知県、茨城県、神奈川県、群馬県、豊田市、福井県 石川県	混合廃棄物 硫酸ピッチ等 木くず	3件 5件 1件	246,814
H18	2回	群馬県、豊田市、埼玉県、大阪府、千葉県、岡山市、福井県	混合廃棄物 硫酸ピッチ等	2件 5件	238,705
H19	3回	岡山市、札幌市、山形県	硫酸ピッチ等 混合廃棄物 廃油	1件 1件 1件	50,399
H20	1回	三重県、奈良市	混合廃棄物 硫酸ピッチ等	1件 1件	20,332
H21	1回	三重県、山梨県、福岡県	混合廃棄物	3件	150,721
H22	5回	静岡県、大分県	廃油 混合廃棄物	1件 1件	94,604
H23	5回	仙台市、群馬県	廃自動車ガラ等 廃プラ等	1件 1件	181,851
H24	4回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県	混合廃棄物	5件	399,948
H25	3回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県、大津市	混合廃棄物 シュレッダーダスト等 廃油、汚泥	5件 1件 1件	679,783
合計	54回			91件	4,217,668

基金の活用状況(支援件数・支援額の推移)



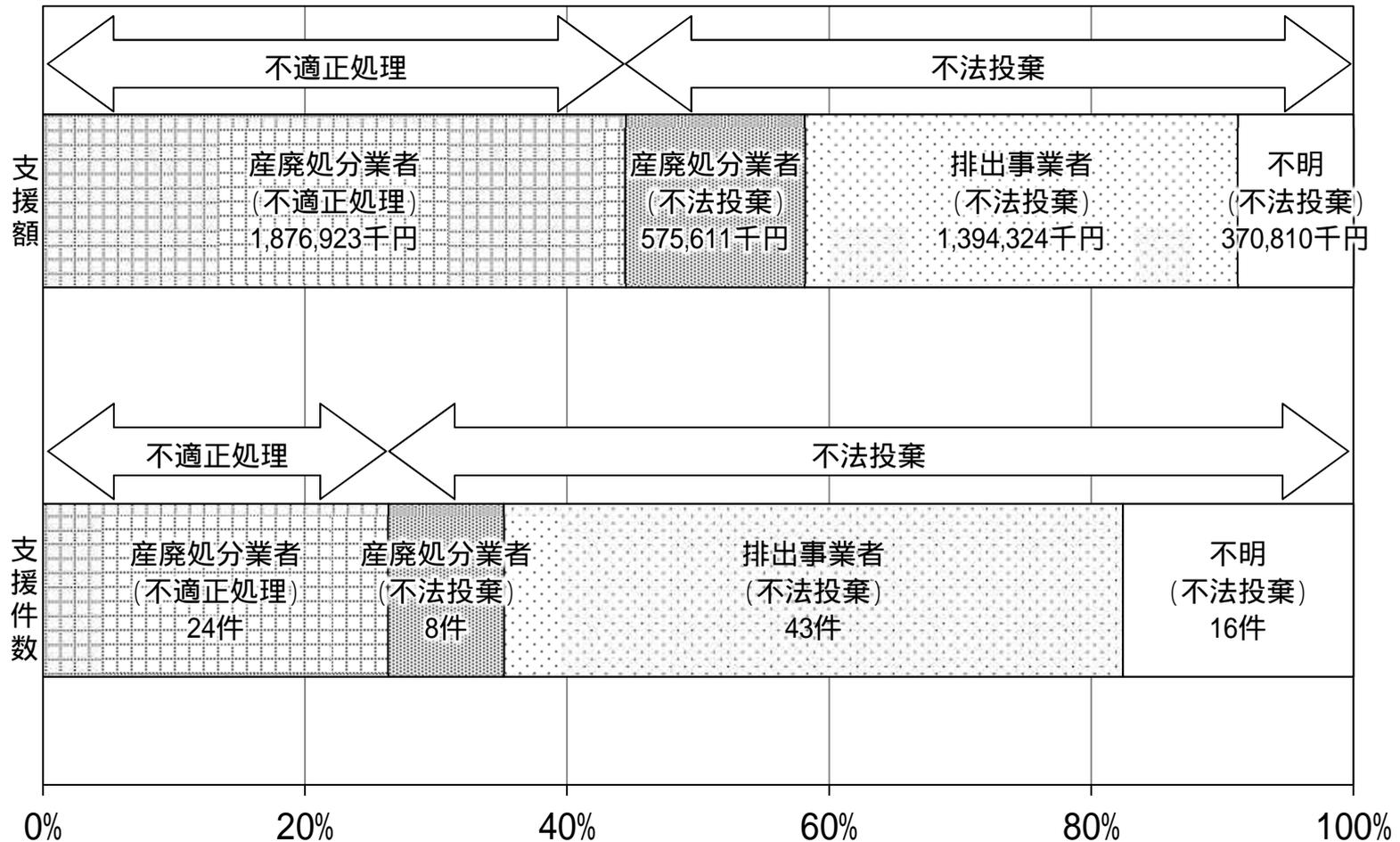
硫酸ピッチの不法投棄等事案に対する支援は平成10年代半ばに集中しており、平成21年度以降、支援は行われていない。

支援事案における不法投棄等量

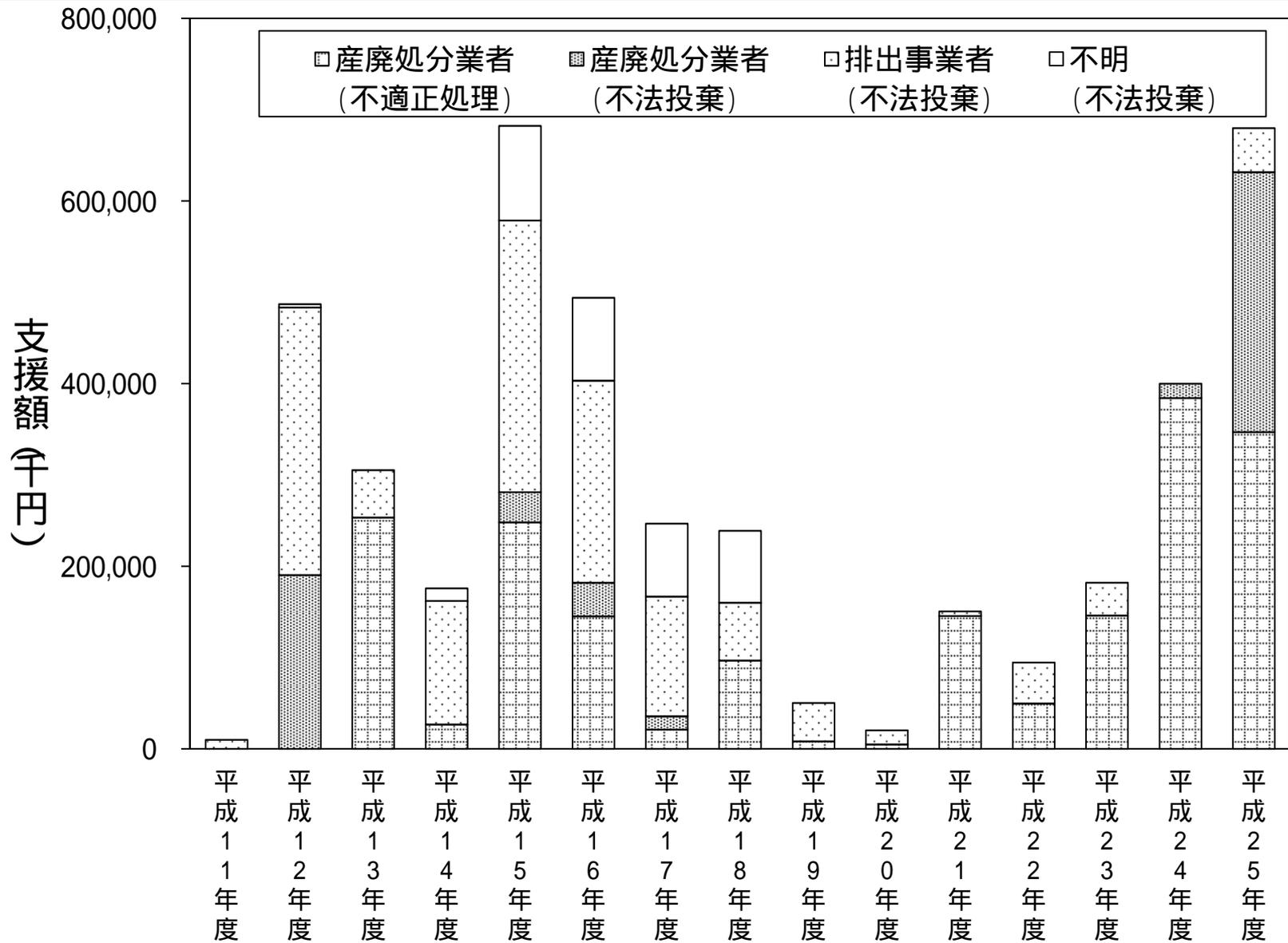
平成21年度～平成25年度

事業年度	事案の場所 (種類)	撤去の有無	不法投棄等量 (m3)
H20-H21	三重県鈴鹿市(中間処理)	一部撤去	56,793
H21	福岡県広川町(中間処理)	全量残置	27,000
H21	山梨県大月市(解体業)	一部撤去	2,536
H22	大分県杵築市(最終処分)	一部撤去	66,780
H22	静岡県御前崎市(中間処理)	全量撤去	835
H23	群馬県伊勢崎市(スクラップ回収業)	一部撤去	6,950
H23	宮城県仙台市(中間処理)	全量撤去	15,650
H24-H25	千葉県千葉市(中間処理)	一部撤去	53,760
H25	長崎県佐世保市(中間処理)	全量撤去	5,647
H24-H25	静岡県沼津市(中間処理)	一部撤去	530,000
H24-H25	長崎県大村市(最終処分)	一部撤去	204,750
H24-H25	福島県川俣町(最終処分)	全量残置	234,001

行為者別の支援件数及び支援額



行為者別の支援額の推移



基金による支援事業の実施例

不法投棄の状況



支障除去後



廃掃法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金収支表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

年度	民間	国	利息等	都道府県等からの戻り額	都道府県等への支援額	事務費	都道府県等への支援及び事務費執行後の支援可能残額	国からの補助の残額	総残額 (+)
平成10年度	200,000,000	100,000,000	0	0		0	300,000,000	0	300,000,000
平成11年度	323,021,000	200,000,000	0	0	9,867,000	0	774,664,500	38,489,500	813,154,000
平成12年度	126,753,000	200,000,000	0	0	487,182,000	0	477,612,000	175,113,000	652,725,000
平成13年度	401,905,000	160,000,000	369,200	0	305,239,000	12,209,000	763,390,700	134,160,500	897,551,200
平成14年度	334,309,000	200,000,000	14,922	16,924,000	175,716,000	7,028,640	1,099,048,482	167,006,000	1,266,054,482
平成15年度	318,229,000	200,000,000	9,584	8,936,000	682,434,000	28,152,540	874,751,026	207,891,500	1,082,642,526
平成16年度	282,764,000	170,000,000	9,572	20,096,500	494,073,000	19,763,010	805,167,088	236,509,500	1,041,676,588
平成17年度	237,472,000	170,000,000	22,273	7,120,000	246,814,000	9,872,550	911,830,811	287,773,500	1,199,604,311
平成18年度	196,990,000	170,000,000	0	5,915,500	238,705,000	9,548,220	964,978,091	359,278,500	1,324,256,591
平成19年度	189,239,000	170,000,000	0	6,393,000	50,399,000	2,015,970	1,202,814,621	434,659,000	1,637,473,621
平成20年度	182,812,000	170,000,000	0	5,997,000	20,332,000	813,280	1,461,884,341	513,253,000	1,975,137,341
平成21年度	176,936,000	170,000,000	5,978,898	30,493,000	150,721,000	23,707,430	1,589,331,809	594,785,000	2,184,116,809
平成22年度	155,872,000	170,000,000	3,691,865	7,698,000	94,604,000	18,121,000	1,721,804,674	686,849,000	2,408,653,674
平成23年度	154,624,000	170,000,000	2,756,088	1,036,000	181,851,000	23,666,172	1,752,015,590	779,537,000	2,531,552,590
平成24年度	151,757,000	170,000,000	507,836	3,589,000	399,948,000	18,015,845	1,565,784,081	873,658,500	2,439,442,581
平成25年度	100,305,000	170,000,000	4,904,450	22,436,000	679,783,000	19,474,642	1,228,487,294	809,343,095	2,037,830,389

1) 「都道府県等からの戻り額」は、行政代執行後の求償により都道府県等が回収した額に(支援額÷全体事業費)の割合を乗じて基金に返納されたものである。

2) 「都道府県等への支援額」は、排出事業者の自主撤去等による全体事業費の圧縮を反映して確定されたものである。

3) 「都道府県等への支援及び事務費執行後の支援可能残額」は、民間:国の負担割合を2:1(平成25年度は4:3)として支援可能となる額。